

— 経営にお役に立つ各種情報を“ウィークリー”で配信しています —

経営情報サービス

今週のテーマ「退職給付会計について」

【要旨】

我が国では、多くの企業が厚生年金基金制度に代表される外部積立の資産を原資として退職給付を行う制度を採用しています。このうち確定給付型の企業年金制度では、近年、積立て資産の運用利回りの低下や資産の含み損等により、将来の年金給付に必要な資産の確保が懸念されてきました。この様な状況下、企業年金等にかかる会計基準を設定することにより、年金資産や年金負債の現状を速やかに明らかにするとともに、企業の負担する退職給付費用について適正な会計処理を行っていく必要性に鑑み、平成12年4月1日以後開始する事業年度から「退職給付に関する会計基準」が適用されてきました。

その後も数度の基準の改正が行なわれ、平成24年改正では、国際的な会計基準との歩み寄りを図る観点より、平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末から改正後の「退職給付に係る会計基準」（以下、平成24年改正会計基準という。）が適用されることになっています。

本稿では、実務における退職給付会計の概要と会計処理について説明を行うとともに、改正基準適用による会計処理の変更点並びに影響についても解説を行います。

なお、本稿の意見にかかる部分は筆者の私見であることをお断りします。

<目次>

I. 退職給付制度の概要	1
II. 退職給付会計について	3
III. まとめ	12



リそな総合研究所

平成26年5月14日

りそな総合研究所 会員・研修事業部相談室 顧問相談員
税理士法人高橋会計事務所 公認会計士・税理士 市原 正人
TEL06-6203-9468 FAX06-6271-1286

I. 退職給付制度の概要

1. 退職給付とは

退職給付とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付をいいます（平成 24 年改正会計基準 3 項）。退職一時金及び退職年金等がその典型であります。

退職給付について、その支給方法や積立方法が異なっているとしても、いずれも退職給付であることに違いはありません。なお、退職給付の性格に関して、賃金後払説、功績報償説、生活保障説といった考え方がありますが、退職給付に関する会計基準上は、退職給付の性格は、労働の対価として支払われる賃金の後払いであるという考え方を採っています。こうした考え方に立てば、退職給付は、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用的支出であり、当期に負担すべき金額は、その支出の事実に基づくことなく、その支出の原因又は効果の期間帰属に基づいて費用として認識するという企業会計における考え方が、企業が直接給付を行う退職給付のみならず企業年金制度による退職給付にも当てはまります。したがって、退職給付はその発生した期間に費用として認識することになります（平成 24 年改正会計基準 53 項）。

2. 退職給付制度について

退職給付制度は、確定給付制度と確定拠出制度に区分されます。前者は将来の年金給付額を給与や勤続年数等であらかじめ決めておき、その給付をまかなうのに必要な原資を掛金額として毎年積み立てていく制度のことをいいます。後者は拠出される掛金額だけを決めておき、将来の年金給付額は掛金額と運用成績によって事後的に決まる制度のことをいいます。また、それぞれの会計処理が異なります。確定給付制度を採用した場合、実質的に企業が長期債務を有することになり、計算された退職給付債務等を基礎として退職給付に係る負債の計上が必要になります。確定拠出制度を採用した場合、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じないため、要拠出額を支払った時点で退職給付費用となり、退職給付に係る負債は計上されません。

分類	内容
確定給付制度	確定拠出制度以外の退職給付制度 退職一時金制度、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度等があります。
確定拠出制度	一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度 確定拠出年金制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度等があります。

3. 確定給付制度について

(1) 退職一時金制度

退職一時金制度とは、退職給付に対して外部積立を行わず、内部積立のみをもって一時金を支払う制度のことです。退職一時金は通常、就業規則等の退職金規程に基づき支払われます。

(2) 厚生年金基金制度

厚生年金基金制度とは、企業が厚生年金基金を設立し、国の厚生年金保険の一部を代行するとともに、企業が独自の給付を上乗せする制度のことです。厚生年金基金制度においては、老齢厚生年金の報酬比例部分について国に代行して基金から支給することに加え、企業の実態に合わせて企業独自の給付を上乗せして支給するため、より手厚い給付金が確保されます。

厚生年金基金制度によると、企業が負担する掛金が全額損金算入でき、従業員が負担する掛金は所得税の社会保険料控除の対象になるという税務上のメリットがあります。

(3) 確定給付企業年金制度

確定給付企業年金制度とは、確定給付企業年金法（平成14年4月施行）に基づいて定められた確定給付型の年金制度です。確定給付企業年金法では積立基準、受託者責任、情報開示等統一的な基準を定めるとともに、厚生年金基金については、厚生年金の代行を行わない他の企業年金制度への移行を認めることなどが定められています。確定給付企業年金制度には、規約型企業年金と基金型企業年金の二つの種類があります。

4. 確定拠出制度について

(1) 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度とは、従業員のために企業が、又は従業員が自身のために掛金を拠出して、退職時に年金などで受け取る制度です。この制度の特徴は、拠出した加入者自身が自ら選択した保険会社等の運用機関に運用の指示をし、運用実績次第で受け取る年金額が変動する点です。確定拠出年金には企業型と個人型の二つの種類に分類されます。なお、それぞれにより、拠出の限度額、拠出の方法等が異なることになります。

(2) 中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度とは、昭和 34 年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。これは独自で退職金制度を構築するのが難しい中小企業の従業員に対する制度です。企業が中小企業退職金共済事業本部（以下、中退共）と退職金共済契約を締結し、掛金を金融機関に拠出します。従業員が退職した際には、中退共から退職金が直接支払われることになります。加入要件は、企業の業種、従業員数、資本金等により定められており、掛金についても選択できるようになっています。

また、企業が負担する掛金は全額損金算入できるという税務上のメリットがあります。

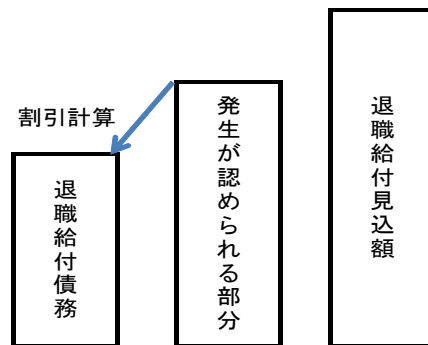
(3) 特定退職金共済制度

特定退職金共済制度とは、商工会議所等が、所得税法上の「特定退職金共済団体」を設立し、これを基礎として国の承認を得て退職金の積立を行う制度です。加入要件は、商工会議所の会員企業又は地区内に事務所があることであり、企業の業種、従業員数、資本金等に定めはありません。掛金は全額事業主負担で従業員が退職した時に退職金が直接支払われます。

Ⅱ. 退職給付会計について

1. 会計基準に示された定義

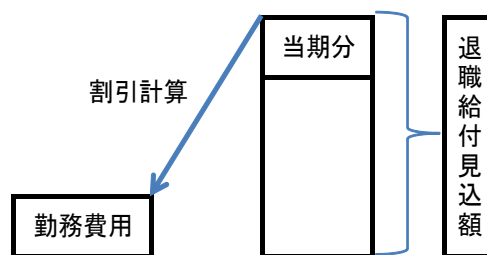
- (1) 「退職給付債務」…退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたものをいいます。



(2)「年金資産」…特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）等に基づき積み立てられた、次の全てを満たす特定の資産をいいます。

- (i) 退職給付以外に使用できないこと
- (ii) 事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること
- (iii) 積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等が禁止されていること
- (iv) 資産を事業主の資産と交換できないこと

(3)「勤務費用」…1 期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいいます。退職給付見込額のうち当期に発生したと認められる額を割り引いて計算します。



(4)「利息費用」…割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいいます。
利息費用＝期首の退職給付債務×割引率で計算されます。

(5)「期待運用収益」…年金資産の運用により生じると合理的に期待される計算上の収益をいいます。
期待運用収益＝期首の年金資産×長期期待運用収益率で計算されます。

(6)「数理計算上の差異」…年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、

退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいいます。なお、このうち費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。）されていないものを「未認識数理計算上の差異」といいます。

(7)「過去勤務費用」…退職給付水準の改定等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいいます。なお、このうち費用処理されていないものを「未認識過去勤務費用」といいます。

2. 確定給付制度の会計処理

(1) 貸借対照表

平成 24 年改正会計基準の適用後は、連結財務諸表と個別財務諸表で取扱いが異なることになります。

連結財務諸表では、退職給付債務から年金資産の額を控除した額（積立状況を示す額）を「退職給付に係る負債」として計上します。ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、「退職給付に係る資産」として計上します。

一方、個別財務諸表では改正前と同様に、退職給付債務から年金資産を控除したものに、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額が退職給付引当金（資産として計上される場合は「前払年金費用」）となります。

(改正前)

オフバランス	年金資産	退職給付債務
	未認識数理計算上の差異	
	未認識過去勤務費用	
B/S計上額	退職給付引当金	



(改正後)

B/S計上額	年金資産	退職給付債務
	退職給付に係る負債	

図からも明らかなように、これまではオフバランスであった未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用が連結貸借対照表上で負債として認識されることになり、積立状況が純資産に反映されます。したがって、未認識項目が大きい企業の純資産額の変動は大きくなり、企業の財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、上記の処理によることから年金資産の運用の巧拙等によって純資産が影響を受けることにもなります。

(2) 損益計算書及び包括利益計算書

平成 24 年改正会計基準の適用後も損益計算書の当期純利益への影響はありません。退職給付費用は（１）勤務費用（２）利息費用（３）期待運用収益（４）数理計算上の差異の当期費用処理額（５）過去勤務費用の当期費用処理額で構成されています。改正前と同様に、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に費用処理されます。

勤務費用及び利息費用	期待運用収益	P/L計上額
未認識数理計算上の差異 当期処理額	退職給付費用	
未認識過去勤務費用の 当期処理額		

一方、包括利益計算書においては、数理計算上の差異の当期発生額及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用となる部分）については、「退職給付に係る調整額」としてその他の包括利益に計上します。また、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については包括利益計算書において、その他の包括利益の調整（組替調整）を行います。

(3) 会計処理の具体例

従来の会計処理と改正後の会計処理について異なる未認識数理計算上の差異

の会計処理について事例を用いて比較します。

(前提条件)

- ①×1年度末において数理計算上の差異が100生じている。
- ②数理計算上の差異は翌年度から2年間で定額法により費用処理する。
- ③税効果は考慮しない。

(従来の会計処理)

×1年度末の退職給付引当金の内訳	
年金資産 300	退職給付債務 500
未認識数理計算上の差異 100	
退職給付引当金 100	

×1年度末連結貸借対照表	
	退職給付引当金 100
	利益剰余金 0

×1年度の仕訳
(仕訳なし)

×2年度末連結貸借対照表	
	退職給付引当金 150
	利益剰余金 △50

×2年度の仕訳
(退職給付費用)50 / (退職給付引当金)50

×3年度末連結貸借対照表	
	退職給付引当金 200
	利益剰余金 △100

×3年度の仕訳
(退職給付費用)50 / (退職給付引当金)50

（改正後の会計処理）

×1年度末の退職給付に係る負債の内訳

年金資産 300	退職給付債務 500
退職給付に係る負債 200	

×1年度末連結貸借対照表		
	退職給付に係る負債 200	×1年度の仕訳 (その他の包括利益)100 / (退職給付に係る負債)100
	利益剰余金 0	
	その他の包括 利益累計額 △100	
×2年度末連結貸借対照表		
	退職給付に係る負債 200	×2年度の仕訳 (退職給付費用)50 / (その他の包括利益)50
	利益剰余金 △50	
	その他の包括 利益累計額 △50	
×3年度末連結貸借対照表		
	退職給付に係る負債 200	×3年度の仕訳 (退職給付費用)50 / (その他の包括利益)50
	利益剰余金 △100	
	その他の包括 利益累計額 0	

従来の会計処理と比較すると、改正後基準によれば×1年度末は、積立状況を示す額(200)が「退職給付に係る負債」となり、未認識数理計算上の差異(100)はその他の包括利益で認識され、純資産の部のその他の包括利益累計額に計上されます。

また、×2年度及び×3年度の退職給付費用(50)及び当期純利益(△50)は従前と変わりはありません。

(4) 適用初年度の会計処理

従来は連結貸借対照表で認識されていなかった未認識項目及び会計基準変更時差異の未処理額が、連結貸借対照表の純資産の部におけるその他の包括利益累計額に計上されることとなりますが、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及

適用しないこととし、適用初年度においては、その他の包括利益を通じることなく、その他の包括利益累計額に直接計上されます。

3. 小規模企業等における簡便法の適用

(1) 小規模企業等の範囲及び適用関係

これまでの取り上げた処理は、上場会社等の大企業において行われる原則的な処理方法となります。

一方で、会計基準では従業員の比較的少ない小規模な企業等について、簡便法による退職給付債務の計算が認められています。これは、従業員数が比較的少ない小規模な企業等において、高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難である場合、又は退職給付に係る財務諸表項目に重要性が乏しい場合があることなどを考慮したためです。

簡便法による計算が認められる小規模企業等とは、300人未満の従業員数の会社をいいますが、300人以上であっても年齢・勤務期間に偏りがあるなどの理由により、退職給付計算結果に一定の信頼性が得られないと判断できる場合にも適用されます。

とりわけ、一定規模の非上場会社で、それなりの従業員を抱える中小企業においては、この簡便法による退職給付債務の計算を適用し、決算書に反映させることは望ましいと考えられます。

(2) 簡便法による退職給付債務の計算方法

簡便法を適用する場合、退職一時金制度、企業年金制度それぞれにおいて各企業が実態から合理的と判断される方法を採用することになります。なお、いったん選択した方法は、原則として継続適用が必要となります。

<退職一時金制度>

- ① 会計基準の適用初年度の期首において原則法による退職給付債務を計算し、この退職給付債務の額と自己都合要支給額との比である比較指数を、期末時点の自己都合要支給額に乗じた金額を退職給付債務とする方法。

なお、合理性があると判断することができれば、比較指数に原則法により計算された親会社の比較指数を用いることができます。

- ② 期末自己都合要支給額に、平均残存勤務期間に対応する割引率、昇給率の各係数に乗じた金額を退職給付債務とする方法
- ③ 期末自己都合要支給額の金額を退職給付債務とする方法

<企業年金制度>

- ④ 会計基準の適用初年度の期首において原則法による退職給付債務を計算し、この退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比である比較指数を、

直近の年金財政計算における数理債務の額に乗じた金額を退職給付債務とする方法。

なお退職一時金制度と同様に、合理性があると判断することができれば、比較指数に原則法により計算された親会社の比較指数を用いることができます。

⑤ 在籍する従業員については、退職一時金制度の②又は③の方法により計算した金額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法。

⑥ 直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法

（３）簡便法による退職給付に係る負債の計算

小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の金額を退職給付に係る負債（又は退職給付に係る資産）とします。

- ① 非積立型の退職給付制度については、計算された退職給付債務の額
- ② 積立型の退職給付制度（退職一時金制度に退職給付信託を設定したものを含む）については、①の金額から年金資産の額を控除した金額

期末日における年金資産の額については、時価を入手する代わりに、直近の年金財政決算における時価を基礎として合理的に算定された金額（例えば、直近の時価に期末日までの拠出額及び退職給付の支払額を加減し、当該期間の見積運用収益を加算した金額）を用いることができます。

（４）簡便法による退職給付費用の計算

小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の差額を当年度の退職給付費用とします。

- ① 非積立型の退職給付制度については、期首の退職給付に係る負債残高から当期退職給付の支払額を控除した後の残高と、期末の退職給付に係る負債との差額
- ② 積立型の退職給付制度については、期首の退職給付に係る負債残高から当期拠出額を控除した後の残高（事業主が退職給付額を直接支払う場合、当該給付の支払額も控除する）と、期末の退職給付に係る負債との差額

従って、退職給付費用は期末に計算されることになり、原則法のような勤務費用、利息費用に分けることはなく、過去勤務費用についても認識されません。

Ⅲ. まとめ

ご紹介した内容は、退職給付会計の基本的仕組みと改正点のうち主要なものをとりあげております。今回の改正基準では、他にも退職給付見込額の期間帰属方法の見直し、割引率や予定昇給率の見直し、開示の拡充等が含まれたものとなっております。いずれも国際会計基準との歩み寄りを図る観点からの改正といえます。

今回の改正は、連結財務諸表先行での導入となりますが、個人的には、個別財務諸表にも連結財務諸表と同様の処理を行うほうが、財務諸表利用者が実態をより正確につかむことができるのではないかと考えます。

○本稿は情報提供が目的であり、商品取引を勧誘するものではありません。
○本稿は当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
○本稿に記載された内容は執筆時点でのものであり、今後予告なしに変更されることがあります。